

事案書（☒経営会議 ☐調整会議）

開催日：令和 3 年 1 月 26 日（火）

担当課：総務部人財課・病院事務局経営戦略室

件 名：大和市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	
提出理由：医師を対象とした診療手当について、収益増に向けたインセンティブの機能を残しつつ、現行の最低保障額での支給を継続することができるよう、当該条例を一部改正する必要があることから、その内容について了承を得るため	
内 容： 1. 背景等 - 平成 19 年 4 月、県内他市の公立病院と同程度の給与に改善し、医師を確保していくとともに、手当に成果主義の考え方を導入することによる診療収益の増加を目的として「大和市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例」（以下「条例」という。）を一部改正し、病院業務に従事した医師に支給する診療手当を新設し、併せて月ごとの手当の総額に限度額を設けた。 - 当該手当の導入は、医師に対して診療収益におけるインセンティブを与えることを趣旨としていたものの、初年度の診療収益が前年度よりも伸びず、手当の仕組み上、診療収益の減に対応したものとなっていなかったことから、同年 9 月の条例の一部改正により、医師の職責に応じた区分ごとの最低保障額を設けることとした。 - 以上を踏まえ、これまで市立病院は診療手当に対し、収益の増減に応じて手当が変動する成果主義の考え方を確保しながらも最低保障額を設けることで、医師の確保に努めてきた。 - そうした中、手当創設時の平成 19 年度以降、市立病院の医師数は 57 人から令和 2 年度の 91 人へと 34 人増加している。 2. 診療手当支給額の算出について - 診療手当の支給額は、条例第 9 条第 2 項及び第 4 項に規定している、次の基準をもって毎月算出することとしており、かつ第 3 項の規定により月ごとの手当の総額は 1,000 万円を限度としている。	○支給基準 - 診療収入である入院収益と外来収益から、必要経費として人件費・薬品費・診療材料費を差し引いた額の 5/100 以内の額を上限として、職責に応じた支給率を乗じて算出された額。 ※なお、支給基準の規定に関わらず、医師の職責に応じた 5 つの区分（副院長、診療部長、上級医長、科代表者・病棟責任者、その他医師）ごとに最低保障額を設けている。 3. 診療手当の現状と課題 - 医師数の増加などに伴い、医師全体に対する月ごとの手当の総額も増加している。 - 令和 3 年度、新型コロナウイルス感染症への対応として必要に迫られた診療科で 2 名の医師確保の目途が立ったことから、最低保障額による月の総額が、条例に規定している限度額を超過する見込みである。 4. 条例改正の基本的な考え方 - 今後も地域の基幹病院として市民に良質な医療を提供できる医師を確保していくためには、医師の待遇を県内他市公立病院と同程度に維持していく必要があることから、現在も行っている最低保障額による診療手当の支給を継続することを前提に、収益増に向けたインセンティブが働く条件を確保していくこととしたい。そのため、設定当初から医師が大幅に増えている状況を踏まえ、限度額を引き上げる。 5. 条例改正の内容 - 手当の月の総額の限度額を 1,300 万円に引き上げる。（条例第 9 条第 3 項）
経 過 H19.4 条例を一部改正し、医師に対する診療手当を設置 H19.9 条例を一部改正し、診療手当の最低保障額を設定	今後の予定 R3.2 議案提出 R3.4 改正条例施行